様式第適②号

アイ企業年金基金　加入者資格喪失届

（ 取消 ・ 訂正 ）

2026年　2月　1日

【提出方法】
・郵送、FAX、メール(PDFデータ)で届出が可能です
453-0804
名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター
アイ企業年金基金
TEL：052-481-5608
FAX：052-481-7271
メールアドレス：基金まで直接お問合せ下さい

・アイ企業年金基金規約に基づき、下記のとおり届出ます

事業所所在地	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター		
事業所名称	株式会社 ○○○○		
事業主氏名	代表取締役社長 ○○○○		
	電話番号 052 （ 481 ）5608		
届出者(担当)	山田 太郎	退職金制度	フリープラン コース
事業所番号	9999	ｾｶﾝﾄﾞﾗｲﾌ支援金制度	(有)・無

氏名(フリガナ) 氏名(漢字) 加入者番号	生年月日	性別	喪失年月日	喪失事由	住所	最終標準給与月額 (裁定請求書を会社に送付の場合レ点記入)	基加
アイキ 愛基 1 2 3 タロウ 太郎 4 5 6	(昭:5)・平:7 3年6月02日14	(男:5)・女:6	(令:9)08年02月14日	自己都合:11 定年:21 (65歳到達:01) 休職:93 死亡:41 転出:9 役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 （ 481 ）5608	円 備考 ☑裁定請求書を会社に送付	1・2・3・4
ネンキン 年金 2 3 4 イチロウ 一郎 5 6 7	(昭:5)・平:7 4年10月22日1	(男:5)・女:6	(令:9)08年02月21日	自己都合:11 (定年:21) 65歳到達:01 休職:93 死亡:41 転出:9 役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 （ 481 ）5608	円 備考 ☑裁定請求書を会社に送付	1・2・3・4
コガネ 黄金 3 4 5 ハナコ 花子 6 7 8	昭:5・(平:7) 1年5月03日06	男:5・(女:6)	(令:9)08年02月16日	(自己都合:11) 定年:21 65歳到達:01 休職:93 死亡:41 転出:9 役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 （ 481 ）5608	円 備考 ☐裁定請求書を会社に送付	1・2・3・4
ナカムラ 中村 4 5 6 アイコ 愛子 7 8 9	昭:5・(平:7) 10年03月03日	男:5・(女:6)	(令:9)08年02月01日	自己都合:11 定年:21 65歳到達:01 (休職:93) 死亡:41 転出:9 役員就任:32 懲戒解雇:81 会社都合:31	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター7F 電話番号 052 （ 481 ）5608	円 備考 ☐裁定請求書を会社に送付	1・2・3・4

2024年12月改正

受付日付印

・**喪失年月日**は、定年(60歳/65歳)および65歳到達に限り、その誕生日をご記入ください。その他の場合(自己都合退職、休職、死亡等)は、退職日の翌日をご記入ください
・再加入を前提とし**喪失事由**『**休職：93、転出：9**』に丸印をつけると同書類の提出をもって、加入者への『**老齢給付金(脱退一時金)の支給の繰下げ申出書**』を兼ねるものとします
支給繰下げを申出ると再加入前後の加入者期間が通算されます(支給繰下げを申出ない場合には備考欄にその旨をご記入ください)
・**喪失事由**に関して、会社の諸規程等に定められている定年年齢(60歳/65歳)に達した場合(喪失年月日に60歳/65歳の誕生日を記入した場合)は、『**定年：21**』に丸印をつけてください
・**喪失事由**に関して、会社の諸規程で60歳定年を定めている場合で、かつ65歳まで再雇用した場合は『**65歳到達：01**』に丸印をつけてください
・懲戒解雇による加入者への支給の停止を申出る場合(アイ企業年金基金規約第50条及び別表第6)は、別途『**懲戒解雇加入者支給停止依頼書**』を添付してください
・同届出書は、事態発生(資格取得)後、同月末または翌月14日のいずれか早い期日までに提出してください

連絡欄					